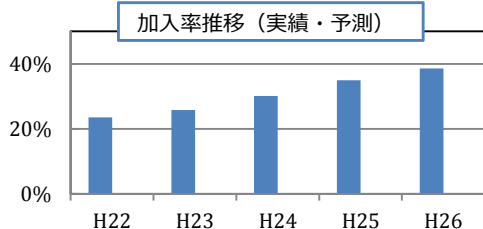


## 背景・目的

### ○電子マニフェストとは

マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組みにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を徹底し、不法投棄等を防止するためのもの。



**電子マニフェスト普及目標**  
平成28年度 50%  
(H25.5 第三次循環型社会形成推進計画 (閣議決定))

## 電子マニフェスト普及に当たっての課題

- 紙マニフェストは排出現場で、マニフェストの記載内容と実際の廃棄物の内容を確認し、その場で処理業者が修正依頼可能。
- 電子マニフェストは、処理業者は登録・修正できない。
  - 処理業者が現場で確認した廃棄物と排出事業者が登録する内容が異なることが多い。
  - 処理業者は事後に登録内容を確認し、電話等で排出事業者に修正を依頼する必要がある。
- 紙マニフェストの様式と違うため、新たに登録方法を覚えなければならない。
- 処理業者への電子マニフェスト普及が進まない。
  - 処理業者全体の加入率約2割 (収集運搬業者については加入率約1割)
- 処理業者が電子マニフェストに加入していないと、排出事業者は電子マニフェストを利用できない。
- 排出事業者に対する普及を妨げる要因となっている。

産業廃棄物処理業者に対する新たな普及方策が必要

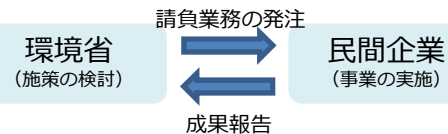
## 事業概要

- 電子マニフェストシステムの機能強化
- 電子マニフェスト普及啓発事業の実施
- 平成29年度以降の普及方策の検討

## 期待される効果

- 廃棄物処理システムの透明化、法令遵守の徹底等が可能となり、排出者責任の確保及び不法投棄の未然防止に寄与。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」に掲げられた「社会全体のIT化」に資する取組

## 事業スキーム



## 電子マニフェストシステムの機能強化



**紙マニフェストと同じ画面のアプリとし、使い勝手が向上**



## 電子マニフェスト普及啓発事業の実施

- 電子マニフェスト研修会の開催
  - 電子マニフェストの仕組み、メリット等について研修会で説明
- 操作説明会の開催
  - 電子マニフェストシステムの実際の画面を使用し、操作方法を説明